

[改正後全文]

岡山県社会福祉施設等整備費補助金交付要綱

〔 昭和 5 5 年 7 月 1 9 日 〕  
〔 厚 第 7 3 3 号 〕

(趣旨)

第 1 条 知事は、社会福祉の増進を図るため、市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）又は社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、特例民法法人、NPO法人若しくは営利法人等（以下「社会福祉法人等」という。）の行う社会福祉施設等の整備事業に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岡山県補助金等交付規則（昭和 4 1 年岡山県規則第 5 6 号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助対象及び補助率)

第 2 条 補助金の対象となる事業及び補助率は、次のとおりとする。

補助対象施設、補助対象事業及び補助基本額	補 助 率
「社会福祉施設等施設整備費の国庫負担(補助)について」(平成 17 年 10 月 5 日付け厚生労働省発社援第 1005003 号厚生労働事務次官通知。以下「国要綱」という。)に定める補助対象施設、補助対象事業及び補助基本額(国要綱第 2 の 6 の(1)の場合にあつては、同アにより選定された額に県補助率を乗じて得た額と同イの額とを比較していずれか少ない方の額。国要綱第 2 の 6 の(2)の場合にあつては、同イによる都道府県補助基本額。)	国要綱に定める補助事業の場合における県補助率(国要綱等 2 の 6 の(1)の場合にあつては、10 分の 10)
「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助(東日本大震災復興特別会計)について」(平成 24 年 5 月 17 日付け厚生労働省発社援 0517 第 12 号厚生労働事務次官通知。以下「国要綱」という。)に定める補助対象施設、補助対象事業及び補助基本額(国要綱第 2 の 6 の(1)により選定された額に県補助率を乗じて得た額と同(2)の額とを比較していずれか少ない方の額。)	国要綱に定める補助事業の場合における県補助率(10 分の 10)
「子ども・子育て支援施設整備交付金の交付について」(令和 5 年 8 月 22 日付けこ成事第 453 号こども家庭庁長官通知)別紙「子ども・子育て支援施設整備交付金交付要綱」に定める交付対象施設、交付対象事業及び補助基本額	(1) 市町村が放課後児童クラブの整備を行う場合 ① 令和 5 年 8 月 22 日付けこ成事第 462 号こども家庭庁長官通知(以下、通知という)の第 1 の 3 に該当しない整備を行う場合 1 / 3 ② 通知の第 1 の 3 に基づき待機児童の解消のための整備を行う場合 1 / 6 ③ 通知の第 1 の 4 に基づき待機児童の解消のための整備を行う場合 1 / 1 2 (2) 市町村が社会福祉法人等の行う放課後児童クラブの整備に対して

	補助を行う場合 ① 通知の第1の3に該当しない整備を行う場合 2/9 ② 通知の第1の3に基づき待機児童の解消のための整備を行う場合 1/8 ③ 通知の第1の4に基づき待機児童の解消のための整備を行う場合 1/16 (3) 市町村が病児保育施設の整備を行う場合 1/3 (4) 市町村が社会福祉法人等が行う病児保育施設の整備に対して補助を行う場合 3/10
「岡山県老人福祉施設等整備費補助金の実施について」(平成18年4月24日付け長寿第134号岡山県保健福祉部長通知)に定める補助対象施設、補助対象事業及び補助額	10分の10
「岡山県児童福祉施設整備費補助金の実施について」(平成18年4月24日付け子第260号岡山県保健福祉部長通知)に定める補助対象施設、補助対象事業及び補助	10分の10

2 前項の規定にかかわらず、岡山県暴力団排除条例第9条に基づき、次の各号に掲げる団体が設置する施設は、補助の対象としない。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員が役員となっている団体
- (3) 暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する団体

(交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、知事が別に指定する日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 申請額算出内訳書(様式第2号)
- (2) 事業計画書(様式第3号)
- (3) 歳入歳出予算書(見込書)抄本又は収支予算書(見込書)抄本
- (4) 役員一覧表(様式第14号)
- (5) 誓約書(様式第15号)

(申請の取下げ期限)

第4条 補助金の交付の申請をした者は、規則第8条第1項の規定により、補助金の交付の決定を受けた日から起算して30日以内に申請の取下げをすることができる。

(交付の条件)

第4条の2 この要綱に基づき交付される補助金については、次の条件を付す。なお、補助事業者が市町村である場合にあっては、第3号の規定にかかわらず、当該市町村が定める契約手続の取扱いによるものとする。

- (1) 補助事業者は、国の要綱による交付の条件を遵守すること。
- (2) 構造及び設備については、岡山県福祉のまちづくり条例(平成12年岡山県条例第1号)による整備基準を遵守すること。

(3) 社会福祉法人等の補助事業者にあつては、次のとおりとする。

イ 入札は、一般競争又は指名競争によることとし、指名競争の場合の入札参加業者数は次によること。

工事設計金額 2 億円以上の場合	7 社以上
工事設計金額 2 億円未満の場合	5 社以上

ロ 入札を実施するに当たっては、入札参加予定業者へ入札通知書を発送する 10 日前までに、入札参加予定業者を知事に届け出、参加予定業者について、その資格の適否についての指示を仰ぐこと。

ハ 入札通知は、入札の期日の前日から起算して少なくとも次に定める日前までに行うこと。

①	工事設計金額 500 万円未満	1 日以上
②	工事設計金額 500 万円以上 5000 万円未満	10 日以上
③	工事設計金額 5000 万円以上	15 日以上

なお、上記②又は③で、急を要する場合は、5 日以内に限り短縮することができる。

ニ 入札を実施するに当たっては、監事や複数の理事（理事長を除く。）及び評議員が立ち会うこと。市町村職員の立ち会いを求めることも適当である。

ホ 入札後は、入札が適切に行われた旨の立会人全員の署名とともに、入札結果を知事へ届け出ること。また、補助事業者において入札結果を一般の閲覧に供すること。

ヘ 施設建設工事に係る契約においては、一括下請負契約は補助対象としないものであること。また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 15 条第 2 項の規定に準じ、受注者から施工体制台帳の写しを徴すること。

ト 施設建設工事契約を締結した場合には、契約締結後一週間以内に当該契約書の写しを添えて知事に届け出ること。

チ 入札参加業者からの補助事業者への寄附は、共同募金会への指定寄附以外は認めないものであること。また、補助事業者である社会福祉法人等の役員及び職員に対する寄附も認めないものであること。

リ 上記チについては、入札前 5 年間遡及して適用するものであること。

2 知事は、補助事業者が第 2 条第 2 項又は前項の条件に反した場合は、補助交付決定を取り消すことができる。それにより補助事業者に生じた損害については、補助事業者の負担とする。

(変更等の承認申請)

第 5 条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、規則第 10 条の規定により、補助事業等の内容、経費の配分、その他申請に係る事項の変更又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けようとするときは、変更（廃止又は中止）承認申請書（様式第 4 号）を知事に提出しなければならない。

なお、規則第 10 条ただし書きに規定する軽易な変更については、対象経費の実支出（予定）額の 20% 以内の変更であつて、かつ補助金の増額を伴わないものとする。

(状況報告)

第 6 条 補助事業者は、次の各号に定めるところにより、補助事業の実施状況を知事に報告しなければならない。

(1) 工事着工報告書（様式第 5 号）

工事着手の日から 7 日以内

- (2) 工事進ちょく状況報告書（様式第6号）  
各年12月末日現在の状況を翌月10日まで

（工事検査申請）

第7条 補助事業者は、補助事業が竣工したときは、直ちに工事検査申請書（様式第7号）を知事に提出し、検査を受けなければならない。

（指示申請）

第8条 補助事業者は、規則第12条第2項の規定により知事の指示を求める場合は、指示申請書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業の完了の日から起算して14日を経過した日と当該年度の末日とのいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 精算額内訳書（様式第10号）
- (2) 事業実績報告書（様式第11号）
- (3) 歳入歳出決算書（見込書）抄本又は収支計算書（見込書）抄本

2 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第12号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（財産の処分等の承認）

第10条 補助事業者は、規則第20条の規定により、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産のうち、次に掲げるものを補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供するため知事の承認を受けようとするときは、財産処分等承認申請書（様式第13号）を知事に提出しなければならない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 単価50万円以上の機械器具等

2 知事は、補助事業者が知事の承認を受けて前項の財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

（補助金に係る帳簿等の保存年限）

第11条 補助事業者は、補助金に係る帳簿及び証拠書類を当該補助事業完了後5年間保存しなければならない。

（書類の提出部数及び経由）

第12条 この要綱に基づき知事に提出する書類は、それぞれ正副3部とし、所轄県民局長を経由しなければならない。

（補 則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和55年度分の補助金から適用する。  
（改正文）
- 2 この要綱は、昭和58年度分の補助金から適用する。

- 3 この要綱は、昭和59年度分の補助金から適用する。
- 4 この要綱は、昭和61年度分の補助金から適用する。
- 5 この要綱は、昭和62年度分の補助金から適用する。
- 6 この要綱は、昭和63年度分の補助金から適用する。
- 7 この要綱は、平成元年度分の補助金から適用する。
- 8 この要綱は、平成2年度分の補助金から適用する。
- 9 この要綱は、平成3年度分の補助金から適用する。
- 10 この要綱は、平成4年度分の補助金から適用する。
- 11 この要綱は、平成5年度分の補助金から適用する。
- 12 この要綱は、平成6年度分の補助金から適用する。
- 13 この要綱は、平成9年度分の補助金から適用する。
- 14 この要綱は、平成10年度分の補助金から適用する。
- 15 この要綱は、平成10年12月11日以降の申請に係る補助金から適用する。
- 16 この要綱は、平成11年12月9日以降の申請に係る補助金から適用する。
- 17 この要綱は、平成12年度分の補助金から適用する。
- 18 この要綱は、平成13年度分の補助金から適用する。
- 19 この要綱は、平成13年6月1日から適用する。ただし、国要綱による市町村が行う民間資金等の活用による公共施設等の整備等に係る補助金の適用については、平成13年11月16日から適用する。
- 20 この要綱は、平成13年度分の補助金から適用する。
- 21 この要綱は、平成14年2月8日から適用する。
- 22 この要綱は、平成14年度分の補助金から適用する。
- 23 この要綱は、平成14年4月1日から適用する。
- 24 この要綱は、平成15年1月30日から適用する。
- 25 この要綱は、平成15年4月1日から適用する。
- 26 この要綱は、平成15年度分の補助金から適用する。
- 27 この要綱は、平成16年度分の補助金から適用する。
- 28 この要綱は、平成17年度分の補助金から適用する。
- 29 この要綱は、平成18年2月3日から適用する。
- 30 この要綱は、平成18年度分の補助金から適用する。
- 31 この要綱は、平成18年度分の補助金から適用する。
- 32 この要綱は、平成22年度分の補助金から適用する。
- 33 この要綱は、平成23年度分の補助金から適用する。
- 34 この要綱は、平成24年度分の補助金から適用する。
- 35 この要綱は、平成24年度分の補助金から適用する。
- 36 この要綱は、平成25年度分の補助金から適用する。
- 37 この要綱は、平成27年度分の補助金から適用する。
- 38 この要綱は、平成28年度分の補助金から適用する。
- 39 この要綱は、令和3年度分の補助金から適用する。
- 40 この要綱は、令和4年度分の補助金から適用する。
- 41 この要綱は、令和5年度分の補助金から適用する。
- 42 この要綱は、令和5年度分の補助金から適用する。